

## 第12回西和賀町議会定例会

令和3年3月19日（金）

午後 1時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理いたしました。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1から日程第9までの令和3年度予算議案については、予算審査特別委員会を設置し、審査に当たっていただいたわけですが、予算審査特別委員会委員長の淀川豊君より審査終了の旨の届出があります。委員長より審査についての報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、淀川豊君。

10番 皆さん、こんにちは。予算審査特別委員会委員長報告を私のほうからさせていただきます。

令和3年3月5日に予算審査特別委員会に付託された一般会計予算ほか6特別会計予算及び2事業会計予算の審査結果をご報告いたします。

審査の結果は、議案第30号から第38号までの予算を原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

予算審査特別委員会における審査の経過について、ご報告を申し上げます。令和3年度の予算額は、一般会計が78億2,500万円と昨年より11億300万円の増、全9会計の予算額を合計すると123億7,482万円と、昨年度比13億6,569万円の増となっております。

申し述べるまでもなく、地方公共団体におけ

る予算とは、各種の行政サービスを計画的に行うための一会計年度における収入と支出の見積書であり、その予算の議決は地方自治法に規定された議会の権限の中でも極めて重要な議決事項の一つに定められております。

各委員とも、これらのことを深く認識し、各会計の予算について慎重かつ精力的に審議を重ねましたが、その結果については先ほどご報告したとおり全議案原案どおり可決すべきと決定した次第であります。

以上のことを踏まえ、委員会の審査の過程と委員長の所感を述べさせていただきます。

令和3年度の一般会計の予算は、歳入についてはコロナ禍の状況と米価の下落から来る農業所得の低迷を考慮し、町税は4億8,400万円、対前年度比マイナス3.9%を見込む中、地方交付税、国庫支出金、寄付金、諸収入の増を見込み、全体で78億2,500万円、対前年度比16.4%となっておりますが、コロナ禍における地域経済の疲弊を予想していることがうかがえます。

一般会計歳出では、役場庁舎の改修や総合給食センター建設、若者住宅建設等により、昨年度の当初予算よりも16.4%の増となっており、投資的経費の増額が大きな要因となり、大規模工事を除けば前年並みの予算編成であったということも説明をされました。

また、今後公債費の増額が予想される財政状況の中、中期財政計画を策定し、その計画を基に編成された予算であり、コロナ禍の新しい生活様式が求められている社会状況下で予算編成されたことが令和3年度予算の大きな特徴であったと感じております。今後の地域を取り巻く財政状況、社会状況を考えると、新しい局面で

の予算編成ということで、より重要な令和3年度予算となると考えます。

また、国の新型コロナウイルス感染症対策の補正予算による交付金の配分等やこれから始まるワクチン接種など、行政の役割が重要となり、負担が増す中、新年度においては新規事業を展開していくという攻めの姿勢よりは、地域住民の現在の生活を守っていくという視点が強く出された予算であるという感じがしております。特に新型コロナウイルスに対するコロナワクチン接種、町民バスの運行、若者住宅建設、給食センター建設事業などは、まさに象徴的な事業となるのではないかと思います。

さらに、令和3年度は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の初年度となり、新たに明確な目標が掲げられ、具体的な人口減少対策事業もスタートします。

多くの課題を抱えた中で令和3年度の予算執行となりますが、その目的やビジョンを見失うことなく、より強く邁進される1年であることを望みます。

審査の過程では、事業の費用対効果や事業の必要性などについても議論される場面もあり、シーリングをかけない予算編成には、より明確な事業評価制度が求められるものと考えます。住民に対する明確な説明責任を果たすために、今後もより一層取り組んでいただけることをご期待申し上げます。

令和3年度の新規事業としては、防火水槽整備事業として太田地区に防火水槽を新たに整備することで地域の消防力の強化を図る事業、NPO法人人材バンクにしわが補助事業として人材確保を目的とするNPO法人の安定的な運営を支援する事業、成年後見センター運営事業として成年後見制度の利用促進を図るセンターの設置事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業としてワクチン接種を行う体制確保を図る事業、県営経営体育成基盤整備事業として川舟地区で令和3年から令和12年まで総事業費30億

5,900万円で、県営土地改良事業として圃場を整備する事業、新型コロナウイルス緊急資金利子補給事業としてコロナ禍で経営環境が悪化している事業者に対して融資制度の利子補給をする事業、西和賀町除雪作業員育成支援事業として除雪作業員の確保、育成を目的に、除雪作業に必要な資格取得に対する補助金を交付する事業、西和賀高校と連携した地域人材育成事業では、新たな西和賀高校魅力化推進ビジョンの策定と西和賀高校受入体制整備推進員の配置を行う事業、学校給食調理場整備事業として全校を対象とした総合給食センターの整備事業、水道事業会計では上水道の台帳整備事業、下水道事業特別会計では公営企業会計に移行するための支援事業などが予定されております。

各新事業については、その実施目的等が達成されるべく推進されることを強く期待いたします。

最後になりますが、今後の予算編成は中期財政計画を基に予算編成されると思われまます。財政状況を鑑みると、これまでのような多額の予算規模の事業や新規事業などはなかなか行えないような状況になると予想されますが、これまで以上に継続事業の効果や手法、考え方についても議論をしていかなければならないのではないかと感じます。今後現状に満足することなく、さらなる高みを目指す姿勢が重要であり、地域住民からも我々に求められているものだと再認識をいたしました。

また、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響で、地域経済の疲弊は深刻な状況にあります。国の補正予算等の交付金で多くの対策も行われてきましたが、現状ではまだまだ不十分であると言えまます。こういった地域の状況の認識を議会、行政とも共有しながら、コロナ禍の地域経済対策には令和2年度同様に特段のご配慮をいただき、令和3年度の予算執行に当たっていただきたく強く要望し、予算審査特別委員会委員長の報告とさせていただきます。

議長 委員長は委員長席にお座りください。予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

議長を除く議員11人で審査をしたわけですが、この際質疑がありましたら質疑を許します。

なお、質疑は予算審査の経過と結果に対する疑義に限られますので、念のため申し添えます。

これより質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。委員長は自席にお戻りください。

それでは、順次日程に従いながら進めますが、討論と採決はそれぞれ予算議案ごとに行います。

日程第1、議案第30号 令和3年度西和賀町一般会計予算について討論に入ります。通告のあった方は3名であります。

刈田敏君より通告がありましたので、討論を許します。

刈田敏君。

1番 こんにちは。刈田敏です。私は、議案第30号 令和3年度西和賀町一般会計予算について反対の立場で討論いたします。

まずは、これまでの議員活動をした中で、よもや2年続けて反対の立場で討論するとは思ってもありませんでした。前回、令和2年度西和賀町一般会計予算では、庁舎改修事業について当局は説明しました。住民は説明が十分でない、いわゆる責任のなすりつけ合いで、少子高齢化、人口減少に対する対応ができる状態にないということで、反対という苦渋の選択をいたしました。

しかし、本年度予算でも、また同じような状況を繰り返しているのではないのでしょうか。大きな原因があるのではないのか、そのように感じています。結果、議会には認めてもらいました、これで進めます、これでは協働のまちづくり以前の問題ではないのでしょうか。町の提案に対して、町民、議会との意見交換、議論が不足して

いると私は思います。よって、町民の代表である議会の行政チェックに対する機能が薄れ、よい結果が出るはずもありません。採決に対して批判する気はさらさらありませんが、住民の皆さんへの説明責任においては、重大な状況であります。当然我々議会にも責任は大きい。前向きな方向で進めていく覚悟であることを申し上げておきます。

令和3年度予算においては、各課、これまでその能力を十分に発揮し、厳しい財政の中、そしてコロナ禍の中、予算を提出していただいたことに関しては感謝と敬意を申し上げますが、議員の立場としてはこの予算案がどれだけ住民の皆様理解され、効率的かつ効果的に運用されていくのか。そしてまた、課長をはじめとする職員の皆さんが事業について十分納得して、意欲的に職務に就いている環境にあるかということも議員として代弁する気持ちで令和3年度予算を審査してまいりました。コロナ関連に関する予算案等、一刻も早く予算の成立が必要なことも私も十分承知していますが、今後このままのやり方ではいい結果にはならないと感じています。

それでは、一般会計予算について、反対の理由を申し上げます。1点目として、庁舎等改修事業7億6,763万円、沢内庁舎及び湯田庁舎の改修工事、耐震補強工事であります。令和2年12月4日に議会全員協議会で最終の説明を受けました。安全性の確保、機能の維持、そして追加の工事として4項目、環境への配慮、町民サービスの向上、衛生環境改善に対してであり、私も必要最小限の工事と納得していましたが、その1項目にエレベーター新設工事5,000万円がありました。その後は、説明、意見交換もなく、最終的には今回の判断となったわけです。

町民の税金が投入され、長期的にも負担となるエレベーター新設が、金額の問題とは別にしても、今町民から理解が得られるのか、町民からのご意見等を伺ったのか、議会への対応はこ

れでよかったのか、よりよい住民サービスの提供ということで納得していただけたのか。議会への説明はこれで十分ということであれば、さらに納得できるものではありません。

2点目として、西和賀拡大コミュニティー及びふるさと交流事業1,275万9,000円、この予算については、人件費のほか、地域活動連携支援費交付金300万円、地域活動活性化推進事業費補助金100万円も盛り込まれていますが、そのこととは別に、一般質問でも取り上げた自治組織、公民館の在り方、そして集落支援センターの在り方についての予算についてです。この事業については、早急に進めるべきと私も考えます。しかし、この予算では無理があるのではないかと思います。自治組織、公民館の在り方、そして集落支援センターの在り方について進めるには、令和2年度と同じ規模のようなやり方では期待できません。どのような事業の評価をしたのか疑問です。予算の増額、他課との連携強化、プロジェクトチーム編成など対応しても、年度内に決着をつけるくらいの気持ちがあってもよかったのではないのでしょうか。補正予算などと先送りしないで、スピード感を持ち、西和賀流の自治組織の在り方を構築すべきと申し上げます。言うまでもなく、自治組織は町の要です。産業、文化、全ての基本となる重要なもので、最優先に取り組むべきだったと思います。

最後に申し上げます。このままではいけない。町民、議会、行政の一体感が不足しています。それぞれの気持ちがばらばらでは、目指す町の姿にはなり得ない。小さくてもこの地に住んでよかったと言える町を目指していくには、危機感を持ち、お互い協力してやるのだという気持ちがなければいけないと思います。私は、そのことが令和3年度当初予算には感じられないと申し上げ、議案第30号 令和3年度西和賀町一般会計予算の反対討論といたします。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋輝彦君。

6番 賛成討論、高橋輝彦。私は、令和3年度西和賀町一般会計予算に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

SDGsは、もはや世界各国、全人類の目標と言っても過言ではありません。当然西和賀町においても、町民も、事業所も、行政も、確実に一步一步、とどまることなく前進していかなくてはなりません。特に我が西和賀町は、時間を止めてはならないものと思っております。

本予算案に計上されておりますコロナに関連する各種事業、総合給食センター建設事業、若者単身者用住宅の建設事業、西和賀高校の存続を左右する生徒の県外募集事業、町民の足を確保するための町民バス事業、集落活動の活性化事業、6次産業推進事業など、これらを含む全ての取組は一つの目標、持続可能な開発目標へとつながっているとされており、今経済産業の低迷、少子高齢化、人口減少の進む本町において、この流れが滞ることがあってはなりません。

ただ、本会期中にも数回申し上げましたが、特に町内飲食店のコロナによる影響は、今現在も深刻な状況は何ら変わりありません。国からのコロナ感染症に関わる第三次地方創生臨時交付金、残り約6,000万円を即座に注入していただくこと、感染予防対策事業、利子補給金事業だけでは不十分であることを申し添えます。

以上のことから令和3年度西和賀町一般会計予算に対し、賛成の立場で討論させていただきました。終わります。

議長 次に、高橋宏君、討論を許します。

高橋宏君。

8番 高橋宏です。議案第30号 令和3年度西和賀町一般会計予算について反対討論をいたします。

町の財政は、合併特例債が終了し、厳しい局面に突入いたします。このような中で、令和3年は町債を発行し、庁舎改修事業、若者単身用住宅建設事業を行う予定ですが、この2つの事

業に反対の立場で討論いたします。

初めに、若者単身用住宅でありますが、私が集計したアンケートでも分かるように、対象となる若者から支持される設計ではありません。今西和賀町に求められているのは、奇抜なデザインではなく、西和賀の風土に合った実用的で低価格な住宅であるはずで、特に降雪、積雪対策に問題があり、設計の変更を求め、反対いたします。

次に、庁舎改修についてであります。昨年3月の予算審議に上程された際、当局の説明は沢内庁舎が危険であるため、緊急避難的措置として最低限の予算で進めるというものであります。この件については、議会を二分する討論の結果、僅差で可決されました。町民からも庁舎について、町民を交えた検討会を設置してほしいと請願書が出され、採択されました。さらに、9月には1,300人以上の署名が提出されており、町民も注目し、意見が分かれる事案であります。この状況を当局も十分に理解されているはずであります。本来常識的に考えてみれば、昨年可決された計画どおり最低限の予算を提案し、速やかに実行するべきであります。

しかし、今回当局が提案した予算は、昨年町民や議会に示した予算より約2億5,000万円増額した金額であります。提案説明の中では、町の庁舎として他の模範となるような施設とし、改修を進めるとか、長期の使用に耐え得る施設環境を整備するという昨年の議会では一度も発言していない説明をしております。そして、住民説明会を開いて説明することではないとの回答も聞いております。予算を通すまでの説明と通ってしまったら実行段階でさらに上乘せした内容を提案された予算は、とても承認することはできません。

もしこの予算を承認すれば、両庁舎に多額の修繕費がかけられることになり、財政見通しが厳しく、特に令和3年から5年、償還のピークを迎える西和賀町は分庁制で続けざるを得ない

状況に陥ります。町民に十分な検討の機会を与えず、議会の中の反対の意見もこのような既成事実を重ねることにより、押さえつけるような提案には到底賛成することができません。

町長は、施政方針の最後で自治の三訣を述べられ、町民に理解と協力を求めています。町民の協力を得るためにも、庁舎改修は当初示された最低限の予算で行うことにすべきであるということを申し上げ、私の反対討論といたします。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。ごさいませんか。

(なしの声)

議長 次に、高橋和子君の討論を許します。

高橋和子君。

4番 令和3年度西和賀町一般会計予算に対しまして、私は反対の討論をいたします。

今議会が開会される前に、当局より中期財政計画が示されました。かなり厳しいもので、軌道に乗せ、継続していくことは非常に困難を伴うような内容でありまして、住民の理解が必要だと考えます。担当課を中心に取り組まれている状況がうかがわれ、行政が一体となって実施されていくことと理解しております。

そういう深刻な町政であるからこそ、住民との信頼が大事でございます。特に今回は、庁舎問題と公民館問題で指摘をしたいと思っております。

合併した町だからこそ、住民の理解を得るという作業は手を抜いてはいけないと思っております。特に沢内庁舎については、合併前は沢内住民の暮らしのよりどころとして長年親しんだ建物でございます。分庁舎でやるからと説明して、理解を求めてきたものですから、合併の時点での役場機能がどれほど担保されるか、それによって住民の判断も変わってまいります。私も議会がこちらに残るからと、住民の理解を促したのを覚えております。私自身は、町村合併は全く反対でございますから、自分が進んで住民の理解を求めるということではなくて、決まっし

まったときの自分の納得も含めてのことです。

そのような庁舎を沢内の住民が理解しないうちに解体ということになれば、どういう状況であってそうなったのかと、それならこれからどうなるのかと疑問が出てまいります。1回や2回行政の理屈で説明されても、住民にとっては「はい、分かりました」ということにはなりません。行政不信と将来不安を口にする住民も少なくありません。議会も湯田の役場に行くし、よく集まって相談する沢内住民にとっての会議室がどこまで行かなければならないというよく分からない状態では、将来予想がぼんやりとして、不安になってまいります。

検査の結果解体しなければならぬ状況が生じておりまして、今すぐ倒れてくる建物ではありません。十分に時間を取って住民の希望も聞いてやっていけば、住民のほうからよい案も出てくることもございます。行政が机上プランのように考えるよりは、もっとうまくいくこともあると私は考えております。もっと地域住民を信頼してほしい、そういう行政の態度を求めるわけでございます。

それは、公民館問題でも同じです。会議で説明をしたと言われますが、受け止めるほうは、行政が練りに練った案だとしても、その練りに練る場には落ちてはきません。まして地域内で説明することは、公民館長や区長にとっては結構大変なことでもあります。ましてやそれを住民が聞いたとしても、どれほど行政の望むような理解になるのかは大いに疑問だと思うわけでございます。

こういう行政指導のやり方を続けておりますと、住民が持つ力、住民の能力も生かされないし、行政と住民の間に壁や隙間が拡大されて、厳しい財政のこの時代を乗り越えるのは困難だと思います。

町長は、先達の深澤村政が掲げました住民の生命を守るために私は命をかけようと、そこま

ではいなくても、そういう心意気で取り組んでほしいと思います。特に集落支援センターに出る職員には、社会教育主事の教育を受けさせていただきたいと思います。地域を見る目と住民の話を受け止めて、地域のためにつなげていく力がないと当のご本人が苦しむこととなります。これは、必ずやっていただきたいことでもあります。

そして、市町村自治は、国の下請ではありませんので、国の制度を無理に住民に進めずに、町行政の力量や住民の理解の程度を見て、それに合わせて実施されていくように、そして業務を受け止める担当課もその事業の内容を十分に理解し、自信を持って取り組んでいただきたいのでございます。そのところにも今議会において不安が感じられておりますので、ぜひともご検討されて、より住民に近いところでの行政執行をされるように求めながら、反対討論とさせていただきます。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 ほかに討論のある方はございませんか。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第30号 令和3年度西和賀町一般会計予算についてを採決します。

本予算を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、原案については可決することに決定いたしました。

続いて、日程第2、議案第31号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。通告のあった方は1名であります。

高橋和子君より通告がありましたので、討論

を許します。

高橋和子君。

4番 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計予算に対しまして、反対の討論をいたします。

今会計予算において、保険税が高いという点と、日頃申し述べておりますように子供の均等割をなくすという点でございます。

前者においては、被保険者の健康維持を町民全体に埋没させずに、被保険者として明確に捉えて要望に導き、疾患があれば必ず軽症にとどめるようにしていただきたいのでございます。そのような努力の積み重ねで医療費を抑えて、保険料引下げにつなげていきたいと考えるものでございます。

後者におきましては、全国的な動きが出てきておりますが、そういう動きをいち早く取り入れて実施していただきたいと思っております。もしそれが滞るようであれば、次年度には町単独として、次年度というよりは令和4年度にはすぐスタートさせるべきでございます。ご検討すべきであります。

町長は、他市町村へ呼びかけて、国の予定しております1兆円の繰入れを早期に実施するように求めて、できるだけ早く国保税の軽減をすべきでございます。国保事業、この事業の制度のありようが住民にとってどうなのかをよく担当課でも考慮されながら、業務の遂行を行うようにと求めながら討論とさせていただきます。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 ほかに討論のある方はございませんか。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第31号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本予算を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本予算については可決することに決定しました。

続いて、日程第3、議案第32号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第32号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本予算を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については可決することに決定しました。

続いて、日程第4、議案第33号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計予算について討論に入ります。通告のあった方は1名であります。

高橋和子君より通告がありましたので、討論を許します。

高橋和子君。

4番 令和3年度西和賀町介護保険特別会計予算に対して反対の討論とさせていただきます。

今会計予算において、その保険料が岩手県一高いということでございます。行政にもう少し保険料が安くなる手だてはないのか、このことを研究していただき、軽減の実施に向けて努力すべきだということを申し上げたいと思っております。

この介護保険は、国保税も高いし、介護保険料も高いという状況では、普通所得のご家庭にとっても苦しいものでございます。この介護保険制度は、最初から大いに問題があって、全国で改善すべきと運動が沸き起こっていた保険でございます。改善すべき点の多い保険であります。特に西和賀町のように高齢者の多い町では、多くの介護施設が必要です。ところが、そのこ

とがもろに保険料に跳ね返ってくるようでは、この町に暮らすこと自体も苦しくなります。

町長には、この制度の改善を県や国に求め、改善を促す、それと各介護事業者が経営を持続できるような介護事業への国の交付金の増額を求めているのであります。全国的な大きな問題であり、国の制度を変えなければ根本的な改善にはならないのですが、少しずつでもやれることを地方の自治体から積み重ねて、上に物を申し上げていくという姿勢が改善する手だてでございます。特に高齢化率県内1番の西和賀町の町長のご奮闘を心から求めながら、討論とさせていただきます。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 ほかに討論のある方はございませんか。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第33号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本予算を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本予算については可決することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第34号 令和3年度西和賀町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第34号 令和3年度西和賀町下水道事業特別会計予算についてを採決します。

本予算を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については可決することに決定しました。

続いて、日程第6、議案第35号 令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第35号 令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本予算を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については可決することに決定しました。

続いて、日程第7、議案第36号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第36号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計予算についてを採決します。

本予算を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については可決することに決定しました。

続いて、日程第8、議案第37号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。



これから表決に入ります。

議案第37号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算についてを採決します。

本予算を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については可決することに決定しました。

続いて、日程第9、議案第38号 令和3年度西和賀町水道事業会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第38号 令和3年度西和賀町水道事業会計予算についてを採決します。

本予算を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については可決することに決定しました。

ここで2時5分まで休憩します。

午後 1時52分 休 憩

午後 2時05分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、日程第10、議案第39号 西和賀町温泉会館槻沢温泉「砂ゆっこ」の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第39号 西和賀町温泉会館槻沢温泉「砂ゆっこ」の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

西和賀町温泉会館槻沢温泉砂ゆっこにつきましては、令和3年3月31日をもって指定管理者としての指定期間が終了することから、西和賀

町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募の手続を取る暇がなく、かつ施設の適正な運営を確保するためには、公募によらない指定管理者の候補者の選定をする必要があると認め、現在の指定管理者から提出された申請書類の審査を行った結果、適当と認められることから、引き続き株式会社西和賀産業公社を指定管理者に指定しようとするものです。

なお、指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第39号 西和賀町温泉会館槻沢温泉「砂ゆっこ」の指定管理者の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11、議案第40号 西和賀町温泉会館錦秋湖温泉「穴ゆっこ」の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについて、日程第12、議案第41号 西和賀町森林体験

交流センター「ゆう林館」の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについて、日程第13、議案第43号 西和賀町真昼温泉の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについて、以上3件は関連がありますので、一括して上程し、議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま一括上程になりました議案第40号 西和賀町温泉会館錦秋湖温泉「穴ゆっこ」の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについて、議案第41号 西和賀町森林体験交流センター「ゆう林館」の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについて、議案第43号 西和賀町真昼温泉の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

錦秋湖温泉穴ゆっこを含む町内の公共温泉施設については、西和賀町公共温泉施設の今後のあり方基本方針に基づき、民間事業者への売却公募等を行いました。いずれの施設についても応募者がいない結果となり、その後地元地区への譲渡や運営について住民への説明会を含め、施設の存続に向け、協議、検討を進めてきたところですが、引き続き地元地区等との協議を進めていく必要があることから、住民サービスの維持及び当該施設の管理運営を効率的に行うため、現在の指定管理者の指定期間を1年間延長しようとするものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、議案ごとに内容について説明いたします。

初めに、議案第40号 西和賀町温泉会館錦秋湖温泉「穴ゆっこ」の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについて説明いたします。錦秋湖温泉穴ゆっこについては、地元

地区等との協議において、施設運営を希望する団体がなく、令和4年3月末での施設廃止の方針で調整しているところではありますが、施設廃止に伴う条例改正や住民への周知期間が必要であることから、現在の指定管理者である株式会社西和賀産業公社の指定期間を令和4年3月31日までと変更しようとするものです。

次に、議案第41号 西和賀町森林体験交流センター「ゆう林館」の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについて説明いたします。森林体験交流センターゆう林館については、地元地区等との協議において施設運営を希望する団体があり、その団体と引き続き協議を進める必要があることから、現在の指定管理者である株式会社西和賀産業公社の指定期間を令和4年3月31日までと変更しようとするものです。

次に、議案第43号 西和賀町真昼温泉の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについて説明いたします。真昼温泉については、地元地区等との協議において施設運営を希望する団体があり、その団体と引き続き協議を進める必要があることから、現在の指定管理者である有限会社米沢工務所の指定期間を令和4年3月31日までと変更しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋宏君。

8番 議案第40号の穴ゆっこについてなのですが、予算特別委員会のほうでも一応聞いたのですが、穴ゆっこについては以前説明されたとおり劣化が激しく、建物が傾いており、施設改修は困難であるということで、改修費の試算も出ておりませんし、公募の対象にもなっていなかったと思われまして、今の説明だと周知が必要だという話だったのですけ

れども、このことはもう公募する以前から穴ゆっこについては公募も外すということで、周知が決して不十分とは思えないのですけれども。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまのご質問に私のほうからお答えいたします。

周知に関しましては、周知も当然そうなのわけですけれども、今回穴ゆっこに関しまして令和4年の3月31日まで継続して1年間延長をさせていただくことになりましたのは、今年に入りまして各地域の方々と今後の協議団体についてお話を伺わせていただいた折に、現在穴ゆっこを利用されている方々につきましては、その中に、数件ではございましたけれども、お風呂のない方、もしくはお風呂が壊れている方などがいらっしゃったというのが分かりました。そういったことから、即座にこの数か月間で停止をするということではなく、1年間の暫定措置を設けますので、その間にしっかり対応をお願いしたいというお願いをしたところ、ご理解をいただいたということから1年間の延長を決めさせていただいたということでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 前のですけれども、町から頂いた資料によりますと、運営収支の状況において、穴ゆっこについては5年間平均で1,400万のマイナスの収支となっております。先ほど言いましたように、大規模改修が難しい温泉施設でありますので、今年度も1,400万、もしくはそれ以上の経費が運営するにはかかると思われま。公共温泉施設の在り方の検討のそもそもは、抜本的な財政改革ということで始めたものであります。その考え方に反する計画ではないかと思われるのですけれども。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 今の議員さんのご質問、1年間にかかる経費といったところはそのとおりでございます。考え方といたしましても、このスター

トになったのはまさしく議員さんのご質問のとおりでございますが、一方で歴史的な文化として町民たちが親しんできたこの温泉につきましては、住民のサービスも急な形での低下ということではなくて、やはりそういった部分については我々も配慮しながらやってきたところでございます。そういったことから、何度も足を運びまして、話合いの中で進めてきたところでございます。そういった経緯の中から、先ほども申したとおり、この2か月程度で急に閉めるということに関しましては、やはり暫定的な措置として1年間は延ばしたほうがいだろうという判断をさせていただいたところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 これも以前に申し上げたのですけれども、1年間で1,400万以上経費がかかるかもしれないと、先ほど言われましたお風呂のない方、対象がたしか4件というふうに聞いております。1年間延長しても、その後にはお風呂がなくなるわけで、それよりでしたらその4件に対して、お風呂設営の補助金を出したほうがその住民の方にとっても今後安心して暮らせることでありますし、もしお風呂がなくなることによってこの地域から出ていかれるというような、お風呂は毎日のことですので、そういうことを考えますと1年延期しただけというよりは、お風呂に対する設置の補助をしたほうが住民にとっても、町にとっても有益な方法だと思われるのですけれども、その点についてお伺いいたします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまのご質問は、私も十分理解はいたします。ただ、4件と申しますのは簡易的な方法で確認したところであって、例えば近くには、誘客というわけではないのでしょうか、宿泊施設などもありまして、そういったところでも入浴施設はシャワーしかないというようなお話も聞いております。正式な形での調査ではないわけでございますし、さらにこ

の地区だけに関して言えば、確かにこの金額に対する数に対しての補助金という考え方はあるのかもしれませんが、全町的に現在は公共温泉の在り方について整理をさせていただいているところでもありますので、その全てにおいてそういった考え方に立ってよろしいのかというまた一方での考え方もございます。今後のことも検討しながら、この地域における穴ゆっこに関してはこのような対応をさせていただいたということでございますので、ご理解をお願いいたします。

議長 高橋宏君。

8番 今年度検討中ということで、丑の湯、真昼温泉、ゆう林館もあると思われま。もしこの地域の方々から、やはり温泉施設の経営は難しいけれども、お風呂がないので、1年間延長してほしいという話が出れば、当然穴ゆっこの例もありますし、それを受けざるを得ない状況になるのではないかと。そうなりますと、先ほど言いましたように、根本的にこの温泉施設の在り方を財政的に考えて進めたという考え方に反しますし、財政が厳しくなるという中で令和8年度には、財政破綻とは申しませんが、厳しくなるということで中期財政計画も立てております。その財政計画にもいわゆる予定変更というか、そういうことを及ぼすようなことになるのではないかと私は思うのでけれども、その点について。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 財政計画ということになりますと全体的なお話にはなりますけれども、この温泉施設に関して、現在穴ゆっこ以外のお話も、今出ましたとおり、ゆう林館、真昼温泉、それからこれから提案になる丑の湯などもそうなわけですけれども、この施設に関しましては当然今皆さんにお話ししていますのは、地域の方々でご協力いただける、推薦していただける団体を推薦していただきまして、令和3年度において話合いを続けていくということをお話をさせて

いただいておりますが、一方で当然受けていただけるという想定の中でお話をさせていただいているわけではございますけれども、もしできないような場合には穴ゆっこにつきましても令和4年の3月31日をもってという話をしていますし、同様のことになろうというお話で全体として同じお話をさせていただいていることとございますので、それについてはご理解をいただけるものだろうというふうに考えておるところでございます。

ただ、財政的なお話になりますと、全てが一つ一つ全体の中では進んできたものの、現在はそれぞれの個別の事情に、案件に応じて対応させていただいているところとございまして、できる限り最短で、財政的なところも踏まえて進めさせていただきながら、一つ一つ整理をし、その中で対応していこうという考えの下進めてきたところとございますので、そういった部分につきましてもぜひご理解をお願いしたいというふうに思います。

議長 高橋宏君。

8番 私が申し上げたのは、丑の湯、真昼温泉、ゆう林館の住民の中にもお風呂のない方がいるかもしれないと、結果的に、今協議しておりますけれども、公募しても見つからないということから考えますと、その3つの施設全てが地元で受けてくれない可能性もあると。その場合に、今回のようにお風呂がないので、もう一年間だけ延ばしてくださいと、穴ゆっこもそのような措置を取られたというので、私たちの地域でも延ばしてくださいと言われれば、当然やはりそれを受けざるを得ないと思うのですけれども、そういうふうに理解していいのですよね。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 穴ゆっこも含めまして、今回公募がなかった施設については全て足を運びながらお話をさせていただいた中で、応募がない場合には基本的には閉鎖に向けてというような動きを既に十分にお話をさせていただきながら進め

てきたところでございます。そういった中で、今回穴ゆっこに関しましてはそのようなお話もありましたので、そうさせていただいたということでございますが、同じテーブルの中でお話をさせていただいていることでございますので、基本的にはいらっしゃらない場合であっても、来年の3月31日をもってというような考え方に今のところは変わりはありません。これは、穴ゆっこに関しましては、そのお話し合いのタイミングが今年の1月だったということでございますから、その中では2か月程度でいきなり閉鎖するわけにはいかなかったというふうな考えというふうには私は思っております。

現在はほかの施設につきましては、基本的には夏ぐらまでの中でお話し合いを進めていきたいというのが一つの考え方としております。これは、令和4年度の予算編成において間に合うような形をやっぱり考えなければいけないというように考えておりますので、タイミング的にはある程度準備ができる時間だろうというふうには考えておりますが、まず進めたいのは、しっかりお受けできるような形を町としても支援させていただきたいというように考えているところでございます。

議長 高橋和子君。

4番 この住民のお風呂のない方々は、今回僚議員が話したような対応についてはどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 考え方なのですけれども、温泉施設は町内津々浦々全てのところにあるわけではございませんし、現在地域、近くにお風呂のない方々にとっては、自分のご自宅にお風呂、入浴施設を設置するという設備投資をかけながら、光熱費をかけ、当然その部分に係る床面積が増えた分の固定資産税を払いながら皆さんお過ごしの方々が多くいらっしゃいます。そういった中で、一方で地域にお風呂があり、歩いて行けるような方々はそれに対する使用料を払いな

がら利用されてきたというふうな現状でございます。そういった中で、改めて現在全体の公共温泉施設の在り方を考えるときに、お風呂がなくなりますので、その分補助金を出してやるという考え方は現在のところ町のほうでは持っていないということでございます。

そういったことを考えながら、現在令和4年の3月31日の廃止に向かってというような動きにしております穴ゆっこにつきましては、その地域の方々の中でそれぞれに設備投資をしていただきながら対応していただきたいというお話をしているところでございます。実際には、完全にお風呂がないという世帯の方は、たしか1件程度だったというお話を聞いております。壊れているという方もいらっしゃるようですので、そういった部分については何とか対応していただきたいといったお話をしておるところでございます。

議長 高橋和子君。

4番 いまいちちょっと、課長はそうすると、今の関連した説明お伺いしていると、地域の実態もつかんでいないのではないですか。風呂があるのかないのか、壊れているのか、本当に何としても歴史的なものがあるからここに置いてくれと言っているのか、どうもその辺ははっきりしないし、何か住民の方の考えが見えないのですが、どうなのでしょう。歴史というのはどういうことでしょうか。歴史は大事にしなければならぬと思いますが、年間これだけの費用をかけてとにかく、それでも1年間以上という、それは歴史はどうなるのか。さっき同僚議員言ったように1年の後に閉鎖するとなると、お風呂のない方々はどう考えるのか、どうもその辺ははっきりしないのですが。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 先ほど言ったように、町のほうでそれに対する補助金を出す予定というのはそもそもありませんでしたので、聞き取りの調査によって数というのは確認しております。聞き取

りにつきましては、各地区でのお集まりの中には協議会長もしくは区長さんをお願いをして集まっていたらと、調査につきましても区長さん方をお願いをして、実際どうなのだというお話を聞き取った結果が4件程度あるようだ。ただ、4件の中には、お風呂がないといったことよりも、どちらかという壊れている方々のほうが多いようですというようにお話を聞いております。そういった調査はさせていただいております。

ただ、先ほども申したとおり、お風呂に関しましてはここ数年来のお話もしているとおりでございますし、その地域のお風呂ごと休業もしくは廃止に向けてということになれば、それぞれのところでそれぞれの方々が改めてご自宅の設備に関しては投資をしていただければというふうを考えておるというところがございます。

議長 高橋和子君。

4番 そうなると大変ではないですか、地域の人たち。1年は延長したのはいいが、その後はというような、何か課長のそういうご答弁のようで、かえってうまくないのではないかなというような気はしますけれども。その歴史というのをちょっと説明していただけますか、守っていかなければならない歴史。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 公共温泉の歴史といいますか、町の温泉文化というお話でございまして、これは決して公共温泉だけが担っているものではなく、各地区には温泉街や民間の温泉をやられている方々がいっぱいいらっしゃいますので、町としては公共温泉施設の整理、在り方について今後こういった方向で行こうというのは、今まで何回もご説明してきたとおりでございまして、そういった中で町といたしましては、今後検討しているのは、例えば温泉開発整備基金などの活用方法について、しっかり前向きに今度は民間の方々に使いやすくてできるような形を令和3年度においては検討していくべきだろうというよ

うに考えております。たとえ公共温泉施設が少なくなりましても、温泉文化というものの自体はこの西和賀町は当然残っていくわけでございすし、それにつきましては民間の方々の活力を中心に、私どもといたしましてはその支援、支えていくという考え方に変わりはございません。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論及び表決に入りますが、討論及び表決は議案ごとに行います。

初めに、議案第40号 西和賀町温泉会館錦秋湖温泉「穴ゆっこ」の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについて討論に入ります。討論を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決を行います。

議案第40号 西和賀町温泉会館錦秋湖温泉「穴ゆっこ」の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第41号 西和賀町森林体験交流センター「ゆう林館」の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについて討論に入ります。討論を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決を行います。

議案第41号 西和賀町森林体験交流センター「ゆう林館」の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第43号 西和賀町真昼温泉の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについて討論に入ります。討論を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決を行います。

議案第43号 西和賀町真昼温泉の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第14、議案第42号 西和賀町健康管理センター「丑の湯」の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定により柳沢安雄君の退場を求めます。

(柳沢安雄君退場)

議長 本案について提案理由の説明を求めます。  
細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第42号 西和賀町健康管理センター「丑の湯」の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

健康管理センター丑の湯を含む町内の公共温泉施設については、西和賀町公共温泉施設の今後のあり方基本方針に基づき、民間事業者への売却公募等を行いました。いずれの施設につ

いても応募者がいない結果となり、その後地元地区への譲渡や運営について住民への説明会を含め、施設の存続に向け、協議、検討を進めてきたところではありますが、当該施設については地元地区等との協議において、施設運営を希望する団体があり、その団体と引き続き協議を進める必要があることから、住民サービスの維持及び当該施設の管理運営を効率的に行うため、現在の指定管理者である協同組合湯本商店会の指定期間を令和4年3月31日までと変更しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

刈田敏君。

1番 その団体があるということで、1年間検討するということですが、これからの流れ的にやる場合とやらない場合の、団体が引き受ける、受けないということのその辺はどのようにになっているのか確認したいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 今回の議案につきましては、丑の湯のことでございますが、丑の湯も真昼温泉もゆり林館も同じということでお答えをさせていただきます。

昨年の年末に地域の方々とお話し合いを行いまして、1月に締切日を設けまして、継続して協議いただける団体があればということで締切りをしたところ、丑の湯に関しましては湯本温泉協議会のほうから申出がございました。これにつきましては、継続して今後その取扱い、運用方法、運営方法について協議を行うということにしておりますが、おおむね8月ぐらいをめどに、まずは会合、打合せを行いながら運営の具体的な方法についてお話し合いをさせていただく。これには私ども考えておりますのは、建物、土地につきましては所有が町のままでございま

すので、そういった部分に係る経費はやはり町が持つべきだろうというふうに考えておりますし、ただ具体的な運営に係る人件費部分につきましては、特に地域の方々のご協力をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

あと、同施設につきましては、利用者につきましても町内の方々の割合が非常に高い施設でございまして、ある意味公衆浴場といった考え方になろうかというふうに思いますので、そういった部分では、例えば開館の時間について今のままで適正なものかどうなのかといったあたりも含めて考えながら、そういった部分では人件費の抑制もできるのではないかと、または温泉の使用料について地元との協議はできないかですとか、そういった部分を様々相談させていただきながら、経費の抑制も行いつつ、地域のご協力をいただきながら運営ができるようにしていきたいと、そういったふうに考えておるところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 ということは、その話がうまくいけば令和5年の4月1日から変わるということでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 令和3年度に話し合いを設けて、町といたしましては令和4年4月からの経費を予算化をして、目指しているのは令和4年4月からの地域での運用、運営というふうに考えておるところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 ちょっと中身分からないのですが、今は協同組合湯本商店会が指定管理ということで、令和4年3月31日まで延長するということで、そしてその中で、先ほど名前出しましたが、それもまだどうか分からないのですが、そこが引き続きそれ以降、令和4年の4月1日から継続するということがよろしいですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 議員おっしゃるとおりでございます。協議を行うのは、現在推薦をいただいた協議会、これは湯本商店会も入ることになっておりますけれども、一緒にご相談をさせていただきながら方針を決めるということになっておまして、令和3年度中にその方針ややり方を決めさせていただいて、その上で町は予算化をし、令和4年の4月1日からは地域の方々に運用をお願いするという方向で現在のところは進めておるところです。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決を行います。

議案第42号 西和賀町健康管理センター「丑の湯」の指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

柳沢安雄君の入場を許可します。

(柳沢安雄君入場)

議長 続いて、日程第15、議案第44号 西和賀町総合給食センター（仮称）厨房設備工事請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第44号 西和賀町総合給食センター（仮称）厨房設備工事請負契約の締結に関し議決を求めることにつ



いて提案理由を申し上げます。

この請負契約につきましては、予定価格5,000万以上の工事請負契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めらるるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

1、工事名、西和賀町総合給食センター（仮称）厨房設備工事。

2、工事場所、西和賀町沢内字大野地内。

3、契約金額、1億2,540万円。

4、請負者、盛岡市みたち5丁目7番16号、日本調理器株式会社東北支店盛岡営業所、所長、下道正美。

参考までに、工期は令和3年11月30日、指名業者は町外3社、入札は2月19日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。  
淀川豊君。

10番 ただいま町長から町外3社の入札ということでお聞きしましたが、この落札者の落札率についてお伺いしたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

落札率については94.9%になります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

（なしの声）

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

（なしの声）

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第44号 西和賀町総合給食センター（仮

称）厨房設備工事請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

資料配付のため暫時休憩します。

午後 2時46分 休 憩

午後 2時47分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

日程第16、議案第45号から日程第18、議案第47号までの権利を放棄することに関し議決を求めることについての3議案は関連がありますので、一括して上程し、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま一括上程になりました議案第45号 権利を放棄することに関し議決を求めることについて、議案第46号 権利を放棄することに関し議決を求めることについて、議案第47号 権利を放棄することに関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

水道事業において、水道料金等については受益者負担の公平性を担保しつつ、その徴収に努めてきたところでありますが、債務者の破産、死亡、所在不明の理由により、今後徴収の見込みが明らかでない債権について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により権利を放棄することに関し、議決を求めるものです。

初めに、議案第45号 権利を放棄することに関し議決を求めることについて説明いたします。

1、放棄する権利の内容は、水道料金債権9件、89万2,307円。

2、債務者は、個人6人及び3法人。

3、放棄する理由は、債務者の破産により、債務者が免責となったため債権を放棄するものです。

4、権利を放棄する時期は、本議案の議決の日です。

次に、議案第46号 権利を放棄することに関し議決を求めることについて説明いたします。

1、放棄する権利の内容は、水道料金債権4件、110万8,433円。

2、債務者は、個人4人。

3、放棄する理由は、債務者本人が死亡し、相続人及び財産の存否も明らかでないため債権を放棄するものです。

4、権利を放棄する時期は、本議案の議決の日です。

次に、議案第47号 権利を放棄することに関し議決を求めることについて説明いたします。

1、放棄する権利の内容は、水道料金債権10件、49万7,831円。

2、債務者は、個人10人。

3、放棄する理由は、債務者本人の所在が不明であり、財産の存否も明らかでないため債権を放棄するものです。

4、権利を放棄する時期は、本議案の議決の日です。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論及び表決に入りますが、討論及び表決は議案ごとに行います。

初めに、議案第45号 権利を放棄することに関し議決を求めることについて討論に入ります。討論を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決を行います。

議案第45号 権利を放棄することに関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 権利を放棄することに関し議決を求めることについて討論に入ります。討論を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決を行います。

議案第46号 権利を放棄することに関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 権利を放棄することに関し議決を求めることについて、討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第47号 権利を放棄することに関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで資料回収のため3時5分まで暫時休憩します。

午後 2時54分 休 憩

午後 3時05分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、日程第19、請願・陳情第16号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願書を議題とします。

総務教民常任委員会委員長より審査終了の旨の報告があります。委員長より審査結果についての報告を求めます。

総務教民常任委員長、早川久衛君。

9番 どうもご苦労さまです。総務教民常任委員会報告を申し上げます。総務教民常任委員会の審査の結果について報告いたします。

今議会において本委員会に付託された案件は、請願・陳情第16号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願書の1件でありました。

提出者は、岩手県医療労働組合連合会、執行委員長、中野るみ子氏であります。

紹介議員は、高橋和子議員の1名であります。

この請願について、3月11日の予算審査特別委員会終了後に沢内庁舎3階議員会議室において、委員全員による審査を行いました。

請願・陳情第16号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願書の趣旨は、昨今におけるウイルス感染症対策の経験を経て、今後における医療、介護、福祉、公衆衛生施策の充実を図り、国民の命と健康、暮らしを守るため、関係機関に意見書を提出することを求めたものであります。

審査では、新型コロナウイルスに変異型が出ている現状を踏まえるとしっかりした体制はつくるべきと思う、この施策を拡充するということが理解できるが、国民負担も増えることから、関係機関もまとまって命を守るということを考えるべきであるなどの意見があり、請願趣旨は妥当であるとの判断から、全員一致で採択すべきとの結論に至りました。

以上、請願・陳情第16号について、総務教民

常任委員会の委員長報告を終わります。

以上で終わります。

議長 総務教民常任委員長は委員長席にお座りください。総務教民常任委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。総務教民常任委員会は自席にお戻りください。

これから討論に入ります。討論を許します。

委員長の報告は採択すべきものであります。

最初に、反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決を行います。

請願・陳情第16号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願書、この請願を採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、この請願は採択することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 3時11分 休 憩

午後 3時12分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、日程第20、発議第1号 西和賀町議会基本条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案は、刈田敏君、高橋到君の両君から提案されておりますが、その写しについてはお手元に配付しております。

本案について提案理由の説明を求めます。

刈田敏君。

1番 発議案を朗読しながら説明させていただきます。

発議第1号、令和3年3月19日提出、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者、西和賀町議会議員、刈田敏、賛成者、西和賀町議会議員、高橋到であります。

西和賀町議会基本条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西和賀町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由とその内容について説明いたします。提案理由、議会活動の活性化と効率化を図るためにタブレット端末等の情報通信機器を積極的に活用していきたいことから、ICT利用に係る条文を新たに規定するため、また町民が議会活動により関心を持つような情報を発信していきたいことから、議会広報モニター制度を創設、それを活用し、議会広報を充実させていくなど、西和賀町議会基本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページを御覧ください。一部改正の内容を説明いたします。

西和賀町議会基本条例の一部を改正する条例。

西和賀町議会基本条例（平成22年西和賀町条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第12条―第14条）、第7章 最高規範性及び見直しの手続（第15条―第17条）」を「第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第12条―第15条）、第7章 最高規範性及び見直しの手続（第16条―第18条）」に改める。

第5条に次の1項を加える。

4、議会は、議案に対する各議員の賛否について議会広報で公表しなければならない。

第14条第1項中「町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から町民に対して周知するよう努める。」を「様々な情報媒体を活用し、多く

の町民が議会と町政に関心を持つよう広報活動に努め、議会独自の視点から、町政に係る重要な情報を周知する。」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条に次の1項を加える。

3、議会は、議会広報モニター制度を活用し、議会、町政への町民の多様な提案等を受け、議会広報を充実させるよう努める。

第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の1条を加える。

（ICTの積極的活用）、第15条、議会は、ICT（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）第1条の情報通信技術をいう。）を積極的に活用するよう努める。

次に、新旧対照表を御覧ください。現行の欄に掲げる規定を同表改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正するものであります。

もう一度、改め文を御覧ください。附則であります。この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。以上のとおり提案しますので、ご審議の上、議員各位のご賛同によりご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第1号 西和賀町議会基本条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで議案配付のため休憩をいたします。

午後 3時20分 休 憩

午後 3時21分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

ここでお諮りいたします。早川久衛君、柿澤繁俊君の両君から発議第2号が提出されましたので、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、この発議1件を日程に追加し、追加日程第1、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を議題とします。

提案者として、早川久衛君、柿澤繁俊君の両君から提出されております。

本案について趣旨説明を求めます。

早川久衛君。

9番 それでは、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者は、西和賀町議会議員、早川久衛、賛成者は、西和賀町議会議員、柿澤繁俊であります。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書。

上記の提案を別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨。安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を地方自治法第99条の規定により、関係省庁に提出するものであります。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいの

ちと健康を守るための意見書。

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を及ぼしました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと同時に、「医療崩壊」などが取り沙汰され、国民の命と健康が脅かされている事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、僅か20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染との闘いは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民の命と健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

以上を踏まえ、地域住民の命と健康を守る立場から下記の事項について国に要望します。

1、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療・介護・福祉に十分な財源確保を行うこと。

2、公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3、安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。

4、保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検

査・検疫体制などを強化・拡充すること。

5、社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和3年3月19日、岩手県西和賀町議会。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。

以上であります。

議長 趣旨説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本議会として意見書を関係機関に提出することになりますが、その提出先については提案者の提案どおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

今年度の定例会もこれが最後となりました。

高鷹仁建設課長におかれましては、定年退職ということでもあります。長い間本当にご苦労さま

でした。

これをもって第12回西和賀町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 3時29分 閉 会